

平成29年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その7)

区 分	件 名	概 要																								
<p>◎予算 (1件) 総務部</p> <p>◎条例案 (6件) 農林水産部</p>	<p>【1】平成29年度三重県一般会計補正予算(第3号) (国費を活用した産業人材の育成・確保や県営サンアリーナの集客力向上に取り組む事業等を行うための予算 約71百万円)</p> <p>【2】三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>1 件</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">議案 9件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>6 件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>2 件</td> </tr> <tr> <td>諮 問</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>26 件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>1 件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>36 件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地法に基づく農地転用の許可等の事務を処理することとする市町から、同法第4条第1項に規定する指定市町村となった2市1町を削る。 <p style="text-align: center;"><参考></p> <p>○ 地方自治法 (条例による事務処理の特例) 第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。 2～4 (略)</p> <p>○ 農地法 (農地の転用の制限) 第4条 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事(農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村(以下「指定市町村」という。)の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)～(8) (略) 2～11 (略)</p>	予 算	1 件	}	議案 9件	条 例	6 件	その他議案	2 件	諮 問	- 件	認 定	- 件	報 告	26 件			提 出	1 件			計	36 件		
予 算	1 件	}	議案 9件																							
条 例	6 件																									
その他議案	2 件																									
諮 問	- 件																									
認 定	- 件																									
報 告	26 件																									
提 出	1 件																									
計	36 件																									

区 分	件 名	概 要
総務部	<p>【3】 三重県職員退職手当支給 条例の一部を改正する条例 案</p>	<p>雇用保険法等の一部を改正する法律による雇用保険法等の一部改正に鑑み、失業者の退職手当についての規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日(一部平成30年1月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 雇用保険法の規定により所定給付日数を超過して支給する基本手当に相当する額を支給できる者を加える。</p> <p>(2) 雇用保険法の規定による移転費に相当する額の支給対象について、職業紹介事業者等の紹介により就職する場合を加える。</p>
雇用経済部	<p>【4】 三重県手数料条例の一部 を改正する条例案</p>	<p>若者の技能検定の受検料の減免に係る国の支援制度の創設に鑑み、手数料についての規定を整備するとともに、職業能力開発促進法施行規則の一部改正に伴い、手数料についての規定を整理するものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成29年10月1日及び同年11月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 技能検定実技試験手数料の一部について、減額を行う。</p> <p>(2) 技能検定の等級区分を改正する。</p>

区 分	件 名	概 要
総務部	<p>【5】 三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例案</p>	<p>山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令による半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部改正等に鑑み、県税の特例措置についての規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例の一部改正</p> <p style="padding-left: 2em;">半島振興対策実施地域内において施設又は設備を新設し、又は増設した者に対して行う事業税、不動産取得税及び県固定資産税の特例措置について、対象となる施設又は設備の新設又は増設の期限を平成31年3月31日まで2年延長する。</p> <p>(2) 三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例の一部改正</p> <p style="padding-left: 2em;">過疎地域内において設備を新設し、又は増設した者に対して行う事業税、不動産取得税及び県固定資産税の特例措置について、次の改正を行う。</p> <p style="padding-left: 4em;">① 対象業種について、情報通信技術利用事業(コールセンター)を削り、新たに農林水産物等販売業を加える。</p> <p style="padding-left: 4em;">② 対象となる設備の新設又は増設の期限を平成31年3月31日まで2年延長する。</p> <p>(3) 三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例の一部改正</p> <p style="padding-left: 2em;">離島振興対策実施地域内において設備を新設し、又は増設した者に対して行う事業税、不動産取得税及び県固定資産税の特例措置について、対象となる設備の新設又は増設の期限を平成31年3月31日まで2年延長する。</p>
雇用経済部	<p>【6】 三重県立職業能力開発施設条例の一部を改正する条例案</p>	<p>勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律による職業能力開発促進法の一部改正に伴い、規定を整理するものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p>
教育委員会	<p>【7】 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>雇用保険法等の一部を改正する法律による雇用保険法等の一部改正に鑑み、失業者の退職手当についての規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日(一部平成30年1月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 雇用保険法の規定により所定給付日数を超過して支給する基本手当に相当する額を支給できる者を加える。</p> <p>(2) 雇用保険法の規定による移転費に相当する額の支給対象について、職業紹介事業者等の紹介により就職する場合を加える。</p> <p>(3) その他規定を整備する。</p>

区 分	件 名	概 要
◎その他議案 (2件) 県土整備部	【8】 中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)の維持管理に要する費用の市負担について	県が行う中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)の維持管理は、関係市における生活環境及び公衆衛生を向上させ、住民福祉の増進に寄与するものであり、平成30年度以降、その利益を受ける限度に応じ、維持管理に要する経費について、次のとおり当該市に負担を求めるものである。 1 関係市 津市 2 負担金の種類及び単価 一般排水 流入水量1立方メートルにつき 121円 (消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。) 特定排水 流入水量1立方メートルにつき 149円 (消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。) 3 負担金の額 負担金の単価に流入水量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。
健康福祉部	【9】 損害賠償の額の決定及び和解について	平成28年1月4日、県立草の実リハビリテーションセンターにおいて外来患者のリハビリテーション実施中に、転倒を防止するため当該患者を支えた際、右大腿骨頸部骨折を生じた事故について損害賠償の額を決定し、これに伴う和解を行うものである。 損害賠償額 100,000円

区 分	件 名	概 要
◎報告 (26件) 県土整備部	【10】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含 む。))について	県営住宅家賃の滞納に伴う家賃の請求等の訴えの提起(和解を 含む。)を行った。
健康福祉部	【11】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成28年10月18日津市片田新町地内の市道において発生し た健康福祉部(食品安全課)に係る自動車による公務上の事故に 関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 131,485円
	【12】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成29年1月13日津市戸木町地内の駐車場において発生した 伊勢保健所(保健衛生室)に係る自動車による公務上の事故に関 して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 225,760円

区 分	件 名	概 要
健康福祉部 つづき	【13】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成29年2月10日尾鷲市矢浜一丁目地内の駐車場において発生した紀北福祉事務所に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 237,900円
地域連携部	【14】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成29年1月23日津市広明町地内の駐車場において発生した津地域防災総合事務所(地域調整防災室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 35,105円
農林水産部	【15】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成29年1月19日志摩市浜島町南張地内の私有地において発生した伊勢農林水産事務所(伊勢志摩地域農業改良普及センター)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 43,724円

区 分	件 名	概 要
県土整備部	【16】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成26年8月20日津市北丸之内地内の市道において発生した中勢流域下水道事務所(事業推進室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 7,559,490円
	【17】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成28年11月4日四日市市高角町地内の市道において発生した四日市建設事務所(事業推進室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 186,840円
	【18】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成28年12月14日松阪市大町地内の県道松阪港線において発生した松阪建設事務所(総務・管理室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 13,800円

区 分	件 名	概 要
警察本部	<p>【19】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p> <p>【20】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p> <p>【21】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成28年9月20日四日市市芝田二丁目地内の病院敷地内において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 399,000円</p> <p>平成28年9月28日四日市市日永東二丁目地内の市道において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 215,989円</p> <p>平成28年11月7日伊勢市小俣町元町地内の市道において発生した伊勢警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 5,000円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	<p>【22】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成28年11月29日伊賀市小田町地内の駐車場において発生した伊賀警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 271,458円</p>
	<p>【23】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成28年12月27日伊勢市二見町茶屋地内の駐車場において発生した伊勢警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 129,610円</p>
	<p>【24】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成29年1月7日鳥羽市鳥羽四丁目地内の国道167号において発生した鳥羽警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 54,180円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	<p>【25】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成29年1月25日四日市市曙町地内の駐車場において発生した四日市北警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 275,000円</p>
	<p>【26】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成29年2月1日津市栗真町屋町地内の駐車場において発生した津警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 51,840円</p>
県土整備部	<p>【27】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成26年8月11日津市美里町北長野地内の国道163号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 1,111,653円</p>

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部 つづき</p>	<p>【28】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成28年12月3日度会郡南伊勢町伊勢路地内の県道玉城南勢線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 210,234円</p>
<p>教育委員会</p>	<p>【29】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。) について)</p>	<p>三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起(和解を含む。)を行った。</p>
	<p>【30】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。) について)</p>	<p>県立高等学校授業料の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起(和解を含む。)を行った。</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部	【31】 議会の議決すべき事件以外の契約等について	<p>県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約</p> <p>【契約名称】三重県警察放置駐車違反管理・処理システム賃貸借契約</p> <p>【履行場所】三重県警察本部、高速道路交通警察隊及び県下各警察署</p> <p>【契約金額】187,262,749円</p> <p>【契約方法】一般競争入札</p> <p>【契約の相手方の住所及び氏名】 愛知県名古屋市中区栄2丁目1番1号 東京センチュリー株式会社名古屋営業部 名古屋営業部長 松原 健志</p> <p>【契約締結の年月日】平成29年5月17日</p> <p>【契約期間】平成29年5月17日から 平成35年12月31日まで</p>
企業庁		<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約</p> <p>【契約名称】播磨浄水場中央監視制御設備改良工事</p> <p>【履行場所】桑名市大字播磨地内ほか18箇所</p> <p>【契約金額】1,277,024,400円</p> <p>【契約方法】一般競争入札</p> <p>【契約の相手方の住所及び氏名】 東京都武蔵野市中町二丁目9番32号 横河ソリューションサービス株式会社 環境システム本部 本部長 小貫 博史</p> <p>【契約締結の年月日】平成29年3月16日</p> <p>【契約期間】平成29年3月16日から 平成31年3月22日まで</p>

区 分	件 名	概 要
企業庁 つづき		<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約変更</p> <p>【契約名称】野代導水ポンプ所耐震補強工事 【履行場所】桑名市多度町下野代地内 【契約金額】変更前 1,097,311,320円 変更後 1,120,602,600円 【契約方法】随意契約 【契約の相手方の住所及び氏名】 津市栄町一丁目864番 前田・水谷特定建設工事共同企業体 代表者 前田建設工業株式会社 三重営業所 所長 水野 裕史 【変更契約締結の年月日】平成29年3月22日 【契約期間】平成25年10月23日から 平成29年3月27日まで</p>
総務部	【32】 平成28年度三重県一般会計繰越明許費繰越計算書	地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づくもの。

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部</p>	<p>【33】 平成28年度三重県流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書</p>	<p>地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づくもの。</p>
<p>企業庁</p>	<p>【34】 平成28年度三重県水道事業会計予算繰越計算書</p>	<p>地方公営企業法第26条第3項の規定に基づくもの。</p>

